

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 6 号
受付日	平成26年 7月 4日
質問者	中川雅晶議員

## 文書質問答弁書

回答日：平成26年 7月18日  
担当部局：健康福祉部介護・高齢福祉課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく中川雅晶議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### ■質問

- 1、本市の申請から結果通知までに要している平均日数ならびに全国と県平均の現状をご回答ください。
- 2、調査、1次判定、2次判定、審査会、認定通知結果の各々要している期間の現状とどの時点が課題であると認識しているのかご回答下さい。
- 3、認定審査体制の現状をご回答ください。
- 4、新規申請件数と更新申請件数の推移をご回答下さい。
- 5、課題の根本原因は何であると認識されているのかご回答下さい。
- 6、課題に対して、講じている対策また講じていく予定の対策をご回答下さい。

### ■答弁

1、本市の申請から結果通知までに要している平均日数は、平成26年5月現在59.5日であります。前年5月は40.1日でした。

全国平均は35.7日、県平均は38.9日となっています。

2、認定申請日から認定調査までに要している期間は34日、認定調査の終了から一次判定処理までは10日、一次判定処理から審査会における審査判定（二次判定）までは15日となっています。認定結果につきましては、審査会の翌開庁日に通知を発送しています。

この中で、申請から調査までにかなりの日数を要していることが課題であり、日数の短縮に努めなければならないと認識しています。

3、認定審査体制についてお答えします。

認定調査業務につきましては、新規申請は市の認定調査員が、更新及び変更申請は市社会福祉協議会の認定調査員が、行っております。

市の認定調査員の定数は、認定調査日数を短縮するため平成25年4月から職員を1名増員し、嘱託職員7名です。

市社会福祉協議会の認定調査員の定数は、正職員1名、嘱託職員7名、臨時職員9名の計17名です。

認定審査会は100名の委員が、20の合議体を構成しております。

認定審査にかかる事務局は、正職員6名と臨時職員7名となっています。

4、新規申請件数につきましては、平成23年度は3,462件、平成24年度は3,670件、平成25年度は3,483件と推移しています。

更新・変更申請件数につきましては、平成23年度は10,697件、平成24年度は8,297件、平成25年度は10,038件と推移しています。

今後、後期高齢者が増える中では、申請件数も増加するものと見込んでいます。

5、2、にあげた課題については、認定調査員の欠員によるものであると認識しています。個人的事情による退職者及び出産に伴う休暇取得者により、平成26年5月末現在、市の調査員において定数に比して2名、市社会福祉協議会の調査員においても2名の欠員が生じております。

現在、市、市社会福祉協議会とも認定調査員の採用試験を実施して、欠員補充に努めておりますが、介護事業所の多くが有資格者の確保に大変苦慮している状況にあり、本市においても必要とする有資格者の速やかな補充が難しい現状にあります。

6、認定調査員を確保するために、広報よっかいち、市ホームページ及び市社会福祉協議会広報紙への募集記事の掲載、職業安定所への求人依頼のほか、友人、知人、その他のルートを通じて有資格者の発掘に努めており、7月には市、市社会福祉協議会ともに各1名の嘱託職員の採用を決定しております。

引き続き、認定調査員の確保に努めるとともに、認定調査員以外で調査資格のある職員による応援体制を講じるなど、認定調査までに要する日数の短縮に努めてまいります。

また、今後の申請件数の推移を見ながら、認定調査員の適正な配置についても検討してまいります。